

防火(防煙)シャッター用 危害防止機構

スクリーンセーバー

小・中学校向け

改修用

既設の防火(防煙)
シャッター専用。

電気工事の必要がないので
簡単に取り付け可能。

短期間で工事が完了。

シャッターの下部を
軽い布 にすることで、
はさまれた時の
**危険性を大幅に
軽減**します。



〈国土交通大臣認定〉

- 特定防火設備 (建築基準法施行令 第112条第1項):EA-0225
- 防火区画の防火設備 (建築基準法施行令 第112条第14項第一号):CAT-0334,CAT-0346
- 遮煙性能を有する防火設備 (建築基準法施行令 第112条第14項第二号):CAS-0335

子どもの安全に配慮しました。 小・中学校の防火(防煙)シャッターの 危害防止措置としておすすめします!



既設の手動式・電動式
防火(防煙)シャッター

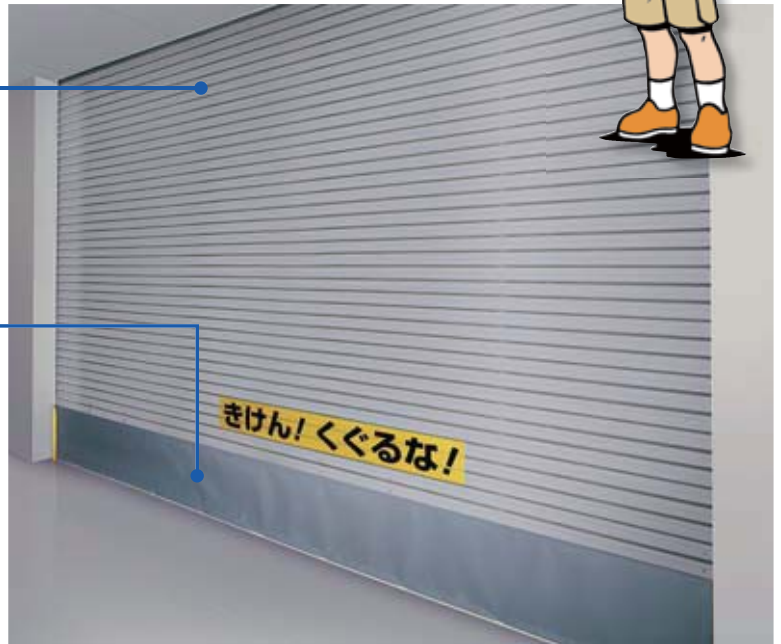
プラス

「スクリーンセーバー」
(樹脂コーティング耐熱ガラスクロス)

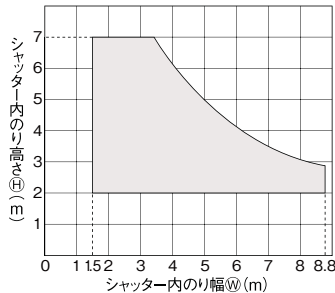
スクリーンセーバーを取り付けることで、既設の防火(防煙)シャッターは、建築基準法施行令第112条14項に適合します。

〈スクリーンセーバー全閉時の圧迫荷重は、150N (15kgf) 以下〉

2005年12月の建築基準法の改正により、危害防止機構のない既設の防火(防煙)シャッターは「既存不適格」となります。



取付可能なシャッターサイズ



(注) 防煙シャッターに取り付ける場合はφ=5mまでとなります。

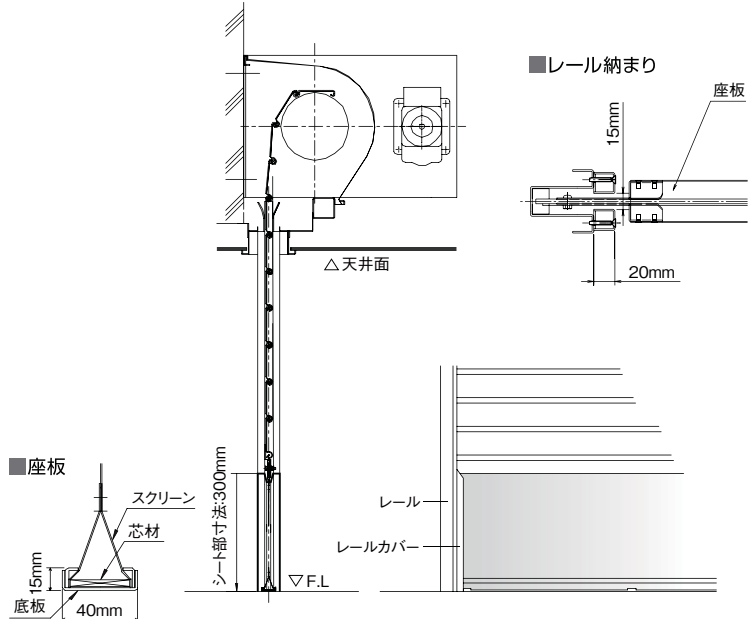
仕様

シャッター部(板厚1.5mm以上)	スチール・ステンレス
シート部(布)	樹脂コーティング耐熱ガラスクロス(0.7mm)(色:グレー)
レール/まぐさ	スチール・ステンレス
レールカバー	スチール(色:イエロー)
座板	スチール(芯材・底板とも)

設置について

- スクリーンセーバーは、防犯性能がありませんので、日常開閉する管理用シャッターとして使用することはできません。
- 小・中学校(養護学校は除く)の改修および防爆区域に設置する防火設備以外には設置できません。
〔(社)日本シャッター・ドア協会を設置基準に基づき販売しております。〕

参考納まり図(天井内納まり)



注意事項

- シャッター下降中は避難扉から避難してください。
- シャッター下降中、障害物に接触してもシャッターは停止しません。
- シャッターの降下位置に物を置かないでください。
- シャッターの仕様によっては、シャッターが天井面まで上がりきらないものがあります。その場合、安全のため「注意ラベル」または「安全カバー」が付きまます。

■品質向上を目的に予告なく仕様を変更する場合があります。また、印刷物と実物では色が多少ちがいますのでご了承ください。



三和シャッター工業株式会社

<http://www.sanwa-ss.co.jp/>

●お問い合わせは

○商品に関するお問い合わせは **03-3346-3011**
(土日祝を除く平日 9:00~17:00)

○修理に関するお問い合わせは **0120-3030-17**
(年中無休・24時間対応)

このカタログは環境に配慮した再生紙を使用しています。

印刷2010年9月 改訂2007年12月
(S-63)C1D26(XE/XE)06.10